

お客様へ

2019年9月吉日

有限会社西間農園

## 消費税改正の対応について

日頃より西間農園をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

この度、2019年10月1日に消費税が8%から10%に引き上げられ、同時に消費税の軽減税率制度（食品などの対象品目は8%）が導入されることにつきまして、弊社としての対応をお知らせ致します。

軽減税率の対象として「お米」本体は消費税8%のままですが、それ以外の諸材料や宅配料等は消費税10%になります。

弊社といたしましては増税分を弊社負担とし、今までと同じ価格でご提供いたします。

但し、NP後払い手数料と代引き手数料だけは消費税10%の価格とさせていただきます。（定期購入をお申し込みの場合は、代引き手数料は弊社負担です）

上記手数料に関しましては、10月1日以降の出荷分より消費税10%が適用となりますので、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

お客様につきましては今までと変わらないご愛顧を賜り、より一層おいしいお米作りに邁進してまいりますので、今後ともどうぞ宜しくお願い致します。

以 上